7修理第60037号

動物用医療機器修理業許可証

氏名又は
名　　称　　株式会社アスカメディカル

事業所の
所 在 地　　大阪府大阪市城東区関目二丁目12番10号

事業所の
名　　称　　株式会社アスカメディカル

修理区分　　動物用医薬品等取締規則第136条第2号の区分

許 可 の　　令和7年10月8日から
有効期間　　令和12年10月7日まで

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第40条の2第1項の規定により許可を受けた動物用医療機器の修理業者であることを証する。

令和7年10月8日

農林水産大臣　　小泉　進次郎